令和6年(2024年)3月1日から

東京 23 区及び島しよ部に所在する 建築物等の建築確認・許可申請等の 受付窓口が変わります

変更のポイント

○東京23区内の延べ面積が1万㎡を超える建築物等(※)について

【現 行】各区の窓口(建築物等が所在する各区)



【変更後】 東京都都市整備局の窓口 (第二本庁舎3階中央:市街地建築部 建築指導課窓口)

※都が所管する建築物等(建築基準法施行令第 149 条第 1 項各号及び第 2 項に規定するもの)が対象

〇都内島しょ部の全ての建築物等について

【現 行】<u>各支庁の窓口</u>(建築物等の所在地を管轄する都の各支庁)

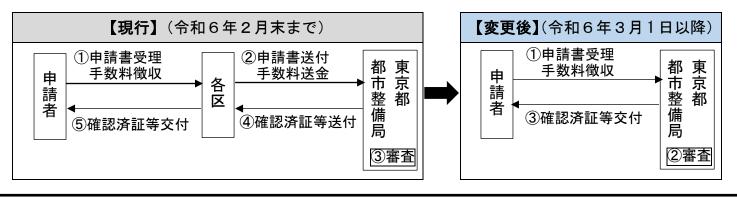


【変更後】 <u>各支庁と東京都都市整備局の窓口</u> (第二本庁舎3階中央:市街地 建築部建築指導課窓口) のどちらでも可能に

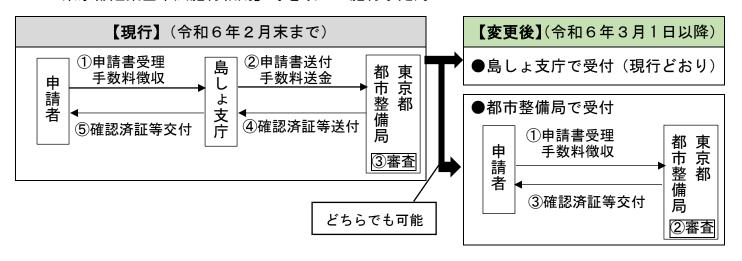
- 〇各区が所管する建築物等については、引き続き各区が窓口となります
- ○多摩部の都が所管する建築物等については、受付窓口に変更はありません

東京 23 区及び島しょ部に所在する建築物等の 建築確認・許可申請等の受付窓口が変わります

- ○東京 23 区内に所在する延べ面積が 1 万㎡を超える建築物等(※) について建築確認・許可申請等の受付窓口が変わります
 - ※都が所管する建築物等(建築基準法施行令第149条第1項各号及び第2項に規定するもの)が対象
 - ●現在は、都が所管する東京 23 区内の延べ面積が 1 万㎡を超える建築物等の建築確認・ 許可申請等に係る事務のうち、申請書の受理、手数料の徴収及び確認済証の交付等の事務(以下 「経由事務」という。)は、建築物等が所在する各区に委譲されています。
 - <u>令和6年3月1日から</u>経由事務は廃止され、申請等の<u>受付窓口は各区の窓口から東京都都市整備局窓口</u>(第二本庁舎3階中央:市街地建築部建築指導課窓口)<u>に変わります</u>(令和5年3月改正、令和6年3月1日施行の「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」及び同条例に基づく特別区が処理する事務の範囲等を定める規則)。



- ○都内島しょ部に所在する全ての建築物等について建築確認・ 許可申請等の受付窓口が変わります
 - ●現在は、都内島しょ部に所在する建築物等に係る建築確認・許可申請等の受理や手数料の徴収及び確認済証の交付等は、島しょ支庁(建築物等の所在地を管轄する都の各支庁)の窓口でのみ受け付けています。
 - <u>令和6年3月1日から</u>、申請等の<u>受付窓口は島しょ支庁の窓口と東京都都市整備局窓口</u>(第二本庁舎3階中央:市街地建築部建築指導課窓口)<u>のどちらでも可能に</u>なります(これに併せて「東京都建築基準法施行細則」等を改正・施行予定)。



問合せ先:東京都 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 事務担当 TEL:03-5388-3371